

一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託  
公募型プロポーザル  
審査基準書

令和 4 年 4 月

朝霞市 資源リサイクル課

## 1 総則

この審査基準書は、一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザルの実施手順書と一体のものであり、一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託事業者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）が、契約候補者及び次席者（以下、「契約候補者等」という。）を決定するにあたり、最も優れた提案を客観的に審査・選考するための方法及び基準等を示し、プロポーザル参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

## 2 審査の概要

審査は、以下のとおり行う。

審査手順		実施者	審査の内容	失格
1	書類の受理	事務局		
2	資格審査	事務局	参加資格の確認	参加資格がないとき
3	1次（書類）審査	選考委員会	提出書類により採点（上位5者が通過）	6位以降のとき
4	2次（プレゼンテーション）審査	選考委員会	プレゼンテーション・質疑応答により採点	—
5	価格審査	事務局	金額を点数に換算	予定価格等を超えるとき
6	点数の集計	事務局	1次、2次、価格の各審査の合計点数を比較	合計が50点未満のとき
7	契約候補者等の決定	選考委員会	合計点数の最も高い者から順に、契約候補者、次席者とする	

各審査の配点は、以下のとおりとする。

審査項目		配点
1次（書類）審査	企画提案書の評価	40
	業務工程表の評価	
2次（プレゼンテーション）審査		40
価格審査	見積書	20
合計		100

## 3 資格審査

提出された書類により、実施手順書に示す参加資格を満たしているかどうか、事務局が確認を行う。参加資格を満たしていない場合は、失格となる。

（審査対象の書類）

参加表明書、会社概要書、業務実績書、技術管理者調書、担当技術者調書及び、これらの添付資料

#### 4 1次（書類）審査

提出された企画提案書及び業務工程表等により、選考委員会が提案内容の審査を行う。評価項目及び配点は以下のとおりとする。各項目とも5段階で評価することを基本とする。

書類	評価項目	配点	評価基準
企画提案書	実施方針	5	廃棄物処理の特性や、計画の位置付けを踏まえた業務実施方針が提案されているか。
	人員体制	5	同種の業務実績を有する人員体制が提案されているか。（業務実績書、技術管理者調書、担当技術者調書を参考に評価する）
	広域化との関連	5	ごみ処理広域化の概要を理解したうえで、目標設定や施策展開の方針が提案されているか。
	市民参画	5	市民の意見を計画に反映させるための有効な手法が提案されているか。
	計画的な進行	5	業務工程を計画どおりに進めるための有効な手法が提案されているか。
	その他の提案	5	計画案の策定にあたって、事業者の経験や知見等を踏まえた、実現可能な提案がされているか。
業務工程表	全体工程	5	業務仕様書の業務量を踏まえたバランスのよい工程となっているか。
	必要な要件	5	業務仕様書に示すイベント等の時期を踏まえた工程となっているか。
配点合計		40	

#### 5 2次（プレゼンテーション）審査

企画提案書及び業務工程表の内容について、プレゼンテーション及び質疑応答により、選考委員会が提案内容の審査を行う。評価項目及び配点は以下のとおりとする。各項目とも5段階で評価することを基本とする。

評価項目	配点	評価基準
廃棄物処理の知見	10	技術者、事業者としての知見を踏まえ、提案内容に説得力があるか。
事業内容の理解	5	業務委託の内容を的確に理解しているか。
積極的な姿勢	5	本事業に対する積極的な姿勢が感じられるか。
提案の実現可能性	5	事業者の経験や知見を踏まえ、実現可能な提案がなされているか。
説明内容	5	企画提案書等の内容理解を促進する説明がなされているか。
コミュニケーション	5	簡潔で要点をおさえた説明がなされているか。
内容の一貫性	5	書類と説明の内容に齟齬がないか。
配点合計		40

## 6 価格審査

2次（プレゼンテーション）審査が終了したのち、提出された見積書の金額により、事務局が価格審査を行う。

### （1）予定価格等の確認

見積書に記入された金額が、予定価格（実施手順書4を参照）を超えていないことを確認する。また、見積内訳書の令和4年度内訳額に記入された金額が、令和4年度の支出限度額（実施手順書4を参照）を超えていないことを確認する。

いずれか1つでも超えている場合は、失格とする。

### （2）見積金額の点数換算

以下の計算式により、見積金額を点数に換算する。

$$\text{価格審査の点数} = \frac{\text{予定価格} - \text{見積金額}}{\text{予定価格} - \text{最低見積金額}} \times \text{配点 (20点)}$$

注記1：「予定価格」は、税抜の総額をいう。

注記2：「見積金額」は、当該応募者の見積書に記入された税抜の総額をいう。

注記3：「最低見積金額」は、すべての応募者の見積金額のうち、最も低い金額をいう。

注記4：予定価格と最低見積金額が同額の場合は、点数を5点とする。

注記5：点数に小数点以下の端数が生じた場合は、小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを点数とする。

## 7 点数の計算方法等

点数については、以下の方法により算出する。

### （1）1次審査・2次審査

1次（書類）審査及び2次（プレゼンテーション）審査は、評価項目ごとに5段階で以下のとおり点数を付与する。

指標	点数
特に優れている。	5点
やや優れている。	4点
標準的・一般的である。	3点
やや物足りない。	2点
物足りない、不安がある。	1点

選考委員会は、委員 6 人で構成される。委員はそれぞれ独立に審査を行い、点数を付与する。1 次審査、2 次審査、それぞれにおいて各委員の点数を合計し、6 で除した点数をその参加者の点数とする。点数に小数点以下の端数が生じた場合は、小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを点数とする。

#### (2) 2 次審査の参加者決定

資格審査を実施した結果、1 次審査以降を行う参加者が 6 者以上となった場合には、1 次審査の上位 5 者に対して 2 次審査を実施する。

この場合の上位 5 者とは、(1) に示す方法で決定した点数により比較を行う。同点となった場合は、四捨五入を行わない点数において比較を行うものとする。

#### (3) 契約候補者等の決定

契約候補者等を決定する際の点数は、1 次（書類）審査、2 次（プレゼンテーション）審査、価格審査の各点数を合計した点数で比較を行う。

選考委員会における審議を経て、合計点数が最も高い者を契約候補者、次に高い者を次席者とする。2 者以上が同点となった場合は、四捨五入を行わない点数において比較を行うものとする。

#### (4) 最低基準点の設定・参加者が一者の場合の取扱い

合計点数が 50 点未満となった場合は、契約候補者または次席者となることはできない。また、参加者が一者であった場合は、通常どおり審査を行い、合計点数が 50 点以上であれば契約候補者とすることができる。

## 8 審査結果の公表

審査は、個人情報や営業秘密を含む情報を取り扱うため、すべて非公開で行う。

審査の経過及び結果については、審査報告書を作成し、市ホームページにおいて公表する。審査報告書には、契約候補者及び次席者の事業者名及び得点の合計点のほか、すべての参加者の得点の合計点を掲載する。